

横浜市水道局電気工作物保安規程取扱要領

制 定 平成 15 年 11 月 14 日 局長決裁
最近改正 令和 6 年 4 月 1 日 局長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要領は、横浜市水道局電気工作物保安規程（平成 15 年 11 月水道局達第 10 号。以下「規程」という。）、横浜市水道局電気工作物保安規程実施要綱（平成 15 年 11 月 14 日局長決裁。以下「要綱」という。）の運用並びに手続について必要な事項を定める。

(保安管理組織)

第 2 条 保安管理組織について、規程では別に定めることとし、その詳細は要綱別表第 1 のとおりとする。

(主任技術者の選任)

第 3 条 主任技術者の選任範囲及び所掌事務について、規程では別に定めることとし、その詳細は要綱第 3 条のとおりとする。

(使用前自主検査)

第 4 条 使用前自主検査については、規程では別に定めることとし、その詳細は要綱別表第 2 のとおりとする。

(巡視、点検、測定等)

第 5 条 巡視、点検、測定の基準は、規程では別に定めることとし、その詳細は要綱第 5 条第 1 項に規定するとおりとする。

(電気主任)

第 6 条 水道事業管理者は、主任技術者の職務を補佐するものとして、電気主任を選任する。なお、電気主任の職務の範囲等は、横浜市水道局電気工作物保安規程施行細則（平成 15 年 11 月 14 日局長決裁。以下「細則」という。）に定めるとおりとする。

(規程改正)

第 7 条 規程改正の手続は次のとおりとする。

- (1) 事務局で規程改正の伺いを起案する。
- (2) 規程改正の伺いは、総括管理者に合議する。
- (3) 事務局は、関係官庁に届出をする。

(要綱改正)

第 8 条 要綱改正の手続は次のとおりとする。

- (1) 組織名称変更、施設所管変更、改廃、施設増、主任技術者選任範囲、所掌事務及び巡視、点検、測定基準の変更は、事務局で要綱改正の伺いを起案し、総括管理者に合議し決裁後、関係官庁に届け出る。
- (2) 要綱の改正があった場合は事務局から施設管理者に周知する。

(要領改正)

第 9 条 この要領改正の手続は次のとおりとする。

- (1) 電気主任会議で改正案を決議し、事務局が要領改正の伺いを起案する。
- (2) 総括管理者に合議し決裁後、関係官庁に届け出る。
- (3) この要領の改正があった場合は事務局から施設管理者に周知する。

(主任技術者の選任・解任)

第10条 主任技術者の選任・解任についての手続は次のとおりとする。

- (1) 人事異動等による主任技術者の選任・解任は、事務局が人事課に報告する。
- (2) 主任技術者は、速やかに主任技術者を関係官庁に届出し、届出済みの写しを保管する。
(電気主任の選任・解任)

第11条 電気主任の選任・解任についての手続は前条と同様とする。

(自家用施設現況一覧表)

第12条 主任技術者は主任技術者、電気主任、電気工作物を有する施設の名称、所在地、施設概要等を明らかにした別途定める様式による一覧表を作成し、関係官庁に届け出る。

2 主任技術者は、提出した一覧表の記載事項に変更等がある場合は、次によりその処理を行う。

- (1) 一覧表記載事項のうち、その記載事項の変更等が法令に定める手続を必要とするものにあつては、直ちに、法令に定める手続をすると同時に、その記載事項の変更等を行う。
- (2) 上記以外のものにあつては、適宜、その記載事項の変更等を行う。

(規程等の運用管理)

第13条 規程、要綱、要領等の運用管理は別に定める事務局が行う。事務局は細則に定める。

(委任)

第14条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に必要な事項は、主任技術者が総括管理者と協議してこれを定める。

附 則

この要領は、平成15年11月14日から実施する。

附 則

この要領は、平成19年11月30日から実施する。

附 則

この要領は、平成21年9月25日から実施する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成23年5月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成23年11月28日から実施する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から実施する。

- ・資料・・・・・・・・横浜市水道局自家用施設現況一覧表（別紙参照）
横浜市水道局移動用電気工作物現況一覧表（別紙参照）